

令和3年第7回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年7月12日(月) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席委員 14人

内田 浩明 (会長)
古城 義郎 (副会長)
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 殿崎 裕樹
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について（地上権）

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第20号 農地改良届けについて

報告第21号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第22号 許可不要転用届について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第7回定例会を開催致します。本日は14名中14名出席ですので総会は成立しています。本日は議題4件、報告3件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連があります報告第20号農地改良届けについてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連があります報告第20号農地改良届けについてです。

8件です。

受付番号1

（譲渡人） 荒尾市大島の個人

（譲受人） 荒尾市下井手の個人

（土地の所在地） 下井手の田、面積 816 m² 外1筆 合計 2,234 m²

（譲渡理由） 贈与による

（譲受理由） 贈与による

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、生前贈与による所有権移転申請です。現地の状況ですが、申請農地は管理が行き届いており、水稻が植えられています。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号2

（譲渡人） 荒尾市増永の個人

（譲受人） 荒尾市一部の個人

（土地の所在地） 一部の田、面積 766 m² 外1筆 合計 1,154 m²

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

現地の状況ですが、現在は何も耕作されておらず草が生えている状況ですが、所有権移転後、適切な管理及び耕作を行うとのことです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した

結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 荒尾市上井手の個人

(譲受人) 玉名市中の個人

(土地の所在地) 上井手の畑 354 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

譲受人は 20 年以上農家を営んでおり、主に水稻を作付けしています。申請農地は令和 3 年 5 月に建売住宅への転用を許可した農地の分筆後の一部です。

現地の状況ですが、荒れており現状では農地への進入路が窪地になっていますが、県により埋められる計画であることから、進入路を確保できるものです。

この点については、今年 5 月に申請がありました譲受人が経営する法人による農地法第 5 条申請の際に確認しております。申請農地にはジャガイモを植える計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 横浜市瀬谷区阿久和西二丁目の個人

(譲受人) 玉名市岱明町鍋の個人

(土地の所在地) 金山の田、面積 627 m² 外 2 筆 合計 866.98 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

受付番号 5

(譲渡人) 荒尾市金山の個人

(譲受人) 玉名市岱明町鍋の個人

(土地の所在地) 金山の田、面積 1,097 m² 外 1 筆 合計 2,619 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

受付番号 6

(譲渡人) 荒尾市金山の個人

(譲受人) 玉名市岱明町鍋の個人

(土地の所在地) 金山の畑、面積 659 m² 外 2 筆 合計 1,676 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

受付番号 7

(譲渡人) 荒尾市金山の個人

(譲受人) 玉名市岱明町鍋の個人

(土地の所在地) 金山の畑 1,189 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

受付番号 8

(譲渡人) 天草市八幡町の個人

(譲受人) 玉名市岱明町鍋の個人

(土地の所在地) 金山の田 1,049 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、荒れた農地と管理された農地が混在しています。

また、譲受人より直近の取得農地及び今回の申請地に係る営農計画書及び誓約書を提出されており、所有権移転後は大型機械を用いてジャガイモを作付けする計画です。

受付番号 4 から 8 と関連のある報告第 20 号 農地改良届けについて、併せて説明を行います。全 5 件中の 1 件です。受付番号 5 の 1 筆について、農地間の高低差を解消し農作業を効率化することを目的として農地改良届けが提出されています。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連があります報告第 20 号農地改良届けについては以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号1 委員

親族内で相続の相手を探した結果、譲受人に生前贈与されることになったとのこと。申請農地は水田として利用されており、所有権移転後も水稻を作付けされる計画のため問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号2 委員

写真を見ると荒れているように見えますが、現地を確認したところ耕うんされて管理されているように見受けられました。譲受人は所有権移転後、柿やスイカを植える計画とのこと。農地への出入り口も確保されており問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 委員

ジャガイモを植える予定とのことですが、形状を見ると農地として利用できるものか疑問が残ります。周囲の農地への影響など、その他の点については問題ないと思われます。

議長 この点について事務局から説明をお願いします。

事務局 申請農地は令和3年5月に農地法第5条による申請を受けており、その際に分筆された後の農地です。前回申請の際にも残った農地はどうかという議論がありましたが、所有者である譲渡人が農地の横に居住しているため耕作が可能なものとして申請が許可されました。一方で、今回の譲受人は農

地法第 3 条による農地取得に必要な農家要件を満たしています。また、現状では農地への進入路がありませんが、県による窪地の埋め立てが予定されており農地への通路も確保できるため耕作に支障はないものと思われま

委員 譲受人は農家要件を満たしており、申請農地での耕作の意思があるため問題ないと思われま

委員 法律上支障がないのであれば問題ないと思いま

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、受付番号 4 から 8 について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 4 から 8 **委員**

営農計画書及び誓約書を提出されており、計画に沿った営農が行われれば問題はないと考えま

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

7 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 福岡県大牟田市臼井新町一丁目の個人

(譲受人) 福岡県大牟田市大字久福木の個人
(土地の所在地) 川登の畑、面積 9.53 m²
(転用目的) 宅地拡張で、第 3 種農地

自宅を売却しようとしたところ、住宅周囲のコンクリートブロックが隣接農地に越境していることが判明したため、越境部分のみを分筆し、宅地へと転用されるものです。雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は下水道へ接続すること

となっており、隣接農地の営農に影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市増永の個人
(譲受人) 荒尾市一部の個人
(土地の所在地) 一部の畑、面積 418 m² 外 1 筆 合計 870 m²
(転用目的) 資材置場で、第 3 種農地

申請農地は、譲受人が営む個人事業の資材置場として既に使用されています。昭和 22 年から双方合意の上で、資材置場として利用されていましたが、今回、始末書添付の上で申請されたものです。資材置場のため給水及び生活雑排水・汚水はなく、雨水は自然浸透となっております。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人
(譲受人) 荒尾市荒尾の個人
(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 322 m² 外 1 筆 合計 587 m²
(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、生前贈与による所有権移転の申請です。現地の状況ですが除草等の管理をされた状態です。事業面積についてですが、申請地は一部が法面であることから法面部分を除いた面積が転用面積の上限内であることを確認しています。給水は市上水道から給水、生活雑排水・汚水は下水道に接続し、雨水は浸透柵を設置し敷地内で処理される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市一部の個人
(譲受人) 福岡県大牟田市城町一丁目の個人
(土地の所在地) 一部の畑 26 m²
(転用目的) 駐車場で、第 3 種農地

申請農地は道路に面した小さな農地です。譲受人が営む事業所の従業員駐車場として使用する計画です。駐車場のため給水及び生活雑排水・汚水の発生はなく、雨水は自然浸透及び自然流下する計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 5

(譲渡人) 玉名郡南関町大字豊永の個人
(譲受人) 荒尾市東屋形四丁目の個人
(土地の所在地) 東屋形四丁目の畑 148 m²
(転用目的) 資材置場で、第 3 種農地

現地の状況ですが、平成 28 年から現在まで譲受人が営む法人の仮設倉庫の設置及び資材置場として利用されているため、始末書添付のうえ申請がなされたものです。申請地の一部が法面であるため、法面を除いた部分を事業地として利用されるものです。資材置場のため生活雑排水・汚水はなく、雨水は側溝に排水する計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 6

(譲渡人) 新潟市西蒲区和納の個人
(譲受人) 荒尾市八幡台三丁目の個人
(土地の所在地) 荒尾の田 356 m²
(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、一部草が繁茂しており耕作されていない状況です。給水

は市上水道より行い、生活雑排水・汚水は公共下水道に接続し排水、雨水は地下浸透により処理及び溜枡によりろ過し、東側水路に排水する計画で、隣接農地の営農には影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 7

(譲渡人) 玉名市岱明町扇崎の個人

(譲受人) 荒尾市万田の法人

(土地の所在地) 荒尾の田 691 m²

(転用目的) 貸福祉施設で、第3種農地

現地の状況ですが、かつては荒れていたと思われませんが現在は草を刈られています。転用目的は貸福祉施設で、譲受人が建設した施設を関連する法人に貸し出す計画です。給水は市の上水道から給水、生活雑排水・汚水は公共下水道に排水、雨水は地下浸透及び溜枡によりろ過し、水路に放流する計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

既に住宅が建っており、隣接農地への影響もないため問題ないと思われれます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 委員

申請農地は空き地となり 10 年ほど前から譲受人により資材置場として使用されていたとのこと。既に資材置場として使用されており、隣接農地への影響はないものと思われます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 3 委員

現地を確認したところ北側に段差があり、この部分には住宅の建設ができないとのことでした。周辺は住宅地であり、隣接農地の営農にも影響はないものと思われます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 4 委員

申請農地は軽自動車一台が駐車できる程度の面積です。歩道及び排水溝の利用に影響がないよう、道路にはみ出して駐車しないように譲受人には伝えていきます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 5 委員

現地確認を行ったところ、倉庫については基礎を打たない仮設のものとのことでした。隣接農地はないため特段問題はないと思われます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 6 委員

転用許可済みの北側の農地については既に住宅が建っており、南側の土地も埋め立てられていたため、隣接農地への影響は無く問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 7 委員

申請農地の北側境界にはブロックが設置されています。また、西側には側溝があり、それに沿ってブロックを設置予定、南側にもブロックを設置予定とのことで隣接農地の営農に影響はないため問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による農地等の地上権設定許可申請**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による農地等の地上権設定許可申請についてです。

1 件です。

受付番号 1

(貸出人) 荒尾市蔵満の個人

(借受人) 鹿児島市西別府町の法人

(土地の所在地) 蔵満の田 922 m²

(転用目的) 太陽光発電設備で、第 3 種農地

地上権の設定期間は 20 年間となっています。申請農地へは貸出人が所有するため池を通らないと工事車両が通らないため、北側にあるため池の一部を含めた事業計画となっています。現地の状況ですが、雑草が繁茂し荒れている状態です。太陽光発電設備のため給排水はありません。雨水は自然浸透の計画です。太陽光パネルは、高さ 1 メートル程度で傾斜をつけて支柱で支える構造であり、日照、通風等に影響はないとのことであり周辺農地の営農に影響はないものと思われま

す。審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

現地を確認しましたが、草が茂っており境界がはっきりわかりませんでした。申請農地付近は九州沿岸道路の延伸による影響を受ける可能性がありますが、現時点では太陽光パネルを設置することに特段問題はないと思われま

す。事務局に質問ですが、図面において農地の境界がずれていたり、二つ以上の農地が合わさって一つの地番として図示されていますがなぜでしょうか。

議長 この点について事務局から説明をお願いします。

事務局 図面は住宅地図データを基に作成しており、データと農地の境界とでは、若干のずれがあるためだと考えられます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和 3 年 7 月 15 日の公告予定です。今年に入りまして 7 回目の利用権設定となっております。今回の設定面積ですが、利用権の 10 年間の新規設定が田で 115,750 m²、畑で 11,894 m²、所有権移転が畑で 999 m²、樹園地で 14,436 m²です。第 1 回からの累計は 241,567 m²となっております。1 件目から 53 件目は牛水区の農地所有者と農業公社との利用権設定です。まとめてご説明いたします。

1 件目から 53 件目

(借り手) 公益財団法人 熊本県農業公社
(利用権を設定する土地)

貸し手が 53 名で、利用権を設定される農地の合計筆数は 93 筆となっております。利用権を設定する土地の面積は、田 115,750 m²、畑 11,894 m²、合計 127,644 m²、利用目的は水田及び普通畑で、契約期間は 2021 年 9 月 1 日から 2031 年 8 月 31 日までの 10 年間となっており、借料は 10a 当たり 60kg の物納と 10a 当たり 5,000 円の賃貸借及び使用貸借となっております。つづきまして、所有権移転の申請です。

54 件目

所有権移転

(譲受人) 玉名市天水町小天の法人
(譲渡人) 荒尾市樺の個人

(所有権を移転する土地) 樺の樹園地、面積 6,321 m² 外 3 筆 合計 15,435 m²

利用目的はみかんで、所有権移転の時期は令和3年7月20日、無償贈与による所有権移転となっております。

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは当議案について決定したいと思います。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第20号 農地改良届けについて 5件

事務局 受付番号1については、議案第34号で説明済みです。受付番号2から5について隣接する農地ですのでまとめて説明させていただきます。改良の理由としては土地が低いため地盛を行うものです。改良後はニンニク、ジャガイモを植える計画です。農地改良につきましては、審議ではありませんので届け出の提出後作業が開始されているものと思われま

議長 ありがとうございます。それでは、この件につきまして担当委員は説明をお願いします。

委員 隣接農地所有者の承諾印がなされないまま同意の押印を求められるなど、行政書士の対応が不十分であったと考えています。詳細は事務局から聞いたため同意をしましたが、今後の耕作の状況や周辺農地への影響を継続して確認していく必要があると思います。

委員 同じく行政書士からの説明がありませんでしたが、経緯は事務局から確認しました。近くには水路等もあり、土が流れ落ちないか心配です。また、近くの里道も残してもらう必要があると思います。

委員 私が相談を受けたので、私からも両委員に状況を説明させていただきます

した。里道、水路の確保や今後の耕作については作業を行う業者に十分伝えたいと思っています。また、農地改良に当たって産業廃棄物を埋めないよう注意しております。

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 1 件

報告第 22 号 許可不要転用届について 1 件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 農地意向カードについて
- 令和 3 年田畑売買価格等に関する調査について
- くまもと農業経営継承支援センターの設立について
- 農業委員会業務必携について
- 令和 3 年度農地等利用最適化推進に係る提案会について
- 農地パトロールについて

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 それでは、これをもちまして令和 3 年第 7 回総会を終了します。